

千葉県労委審理拒否行政訴訟 第1回控訴審

9・29東京高裁に結集を

9月29日(火) 11時～東京高裁101号法廷 (10時15分東京高裁前集合)



裁判所は千葉県労委の審理拒否と分割・民営化の真実から逃げるな!

今こそ国鉄1047名解雇撤回かちとろう

9月29日、国鉄1047名解雇撤回をめぐる千葉県労委審理拒否事件(千葉県労働委員会忌避申立却下決定取消行政訴訟)の第1回控訴審が行われます。この闘いは国鉄分

割・民営化との対決であると同時に、「団結権擁護」という労働委員会の使命放棄を許さない闘いです。9月29日、東京高裁での裁判闘争への結集を訴えます。

労働委員会規則にも反する暴挙

JR東に1047名解雇撤回・団交開催を求めて千葉県労働委員会に申し立てた不当

労働行為事件で、千葉県労委が冒頭から審理を拒否し、「審査を開始したのに事実調べを行わない」という労働委員会規則に反することまで行って真実を闇に葬ろうとしたことに対する裁判です。

30年を超える闘いは、国鉄分割・民営化の国家的不当労働行為の真実をすべて暴き出しました。最高裁に「不採用基準そのものが不当労働行為だった」と認めさせ、その不採用基準の策定をJR設立委員長が指示し、設立委員会が正式に決定していたことも突き止めたのです。

当時国鉄職員局長であった

た葛西敬之JR東海名誉会長や、採用候補者名簿からの排除に直接携わった深澤祐二JR東社長などの尋問は絶対に必要です。

「迅速な救済」のために審理拒否?!

しかし、千葉地裁はこの問題を「裁判で争うべきものではない」と全面的に切り捨てました。「裁判で忌避について争うと審理に時間がかかり、不当労働行為からの迅速な救済に反する」から、中労委で争えというのです。

しかし、それならば県労委で公正な審理を受ける権利はどこへいくのか? 「迅速な救済」についても、不当労働行為を申立てた側が「きちんと事実調べを行え」と訴えているのです。それを「迅速」

しかし、千葉県労委は真実に触れれば、解雇撤回を認めざるを得なくなることに恐怖し、真実から逃げたのです。「労働者の団結権擁護」という労働委員会の使命を放棄する暴挙です。

を理由に「裁判で争うな」というなら、「審理拒否を認めて救済されるな」といつているのと同じです。

千葉地裁は、県労委が隠蔽した国家的不当労働行為の真実を、自分たちが明るみに出すことを恐れたのです。だから、判断さえ行わなかったのです。絶対に許せません。

闘いは解雇撤回まであと一歩のところまで前進しています。今こそ国鉄1047名解雇撤回へ! 東京高裁闘争への結集を呼びかけます。

国鉄分割・民営化に反対し1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動
千葉市中央区要町2-8DC会館内 TEL 043-222-7207